

平成30年度から

国民健康保険税の 税率が変わります



国民健康保険制度の安定化のため、平成30年4月から愛知県が東浦町とともに国民健康保険の運営を行います。

ただし、現在、国民健康保険に加入している方が、改めて手続きを行う必要はありません。資格の届出、保険給付の申請などは、これまでどおり、役場保険医療課の窓口で行います。保険税もこれまでどおり町へ納めていただき、保健事業なども引き続き町が行います。

●主な変更点

- ・愛知県が財政運営の責任主体となり、国保運営の中心的な役割を担う
- ・平成30年8月の保険証の一齐更新からは、新しい保険証に県名が入るなど様式の一部が変更
- ・高額療養費の「多数回該当（注1）」の通算方法が変更（同じ県内で住所異動をした場合、異動前の支給回数を通算される。）

（注1）多数回該当とは：過去12か月間に、同じ世帯

で高額療養費の支給が4回以上あった時、自己負担限度額が引き下げられる制度

●これまでどおり

町が行うこと

- ・国民健康保険の加入・喪失などの手続きや、保険証に関すること
- ・高額療養費の申請や出産育児一時金、葬祭費など給付に關すること
- ・保険税の賦課・徴収に関すること
- ・特定健診などの保健事業

●税率が変わります

法律の改正により、平成30年度から「国民健康保険の財政運営の主体」が市町村から都道府県に変わります。これに伴い、東浦町は、愛知県から示される「国民健康保険事業費納付金（注2）」を納付することになりました。この納付金は、国民健康保険税で賄うこととなりますが、現在の税率では県から示された納付金には足りず、税率を引き上げる必要があります。

平成29年度と平成30年度の税率等比較表

	医療分		後期高齢支援金分		介護分	
	H29	H30	H29	H30	H29	H30
所得割	4.4%	5.1%	2%	2.1%	1%	1.25%
資産割	15%	廃止	12%	廃止	2%	廃止
均等割	26,000円	26,700円	2,000円	3,900円	7,000円	7,900円
平等割	30,000円	27,900円	10,000円	9,300円	6,000円	6,000円

度の保険給付費の推計から算定され、県から市町村ごとの割り当てが示されます。市町村における加入者の所得や医療費水準により増減する仕組みになっており、所得や医療費が高い市町村は納付金の割り当てが多くなります。

●資産割を廃止します

次の理由などから資産割を廃止することとしました。

- ① 将来、県が「所得割」、「均等割」、「平等割」の3方式での統一を目指していること
- ② 町内にある資産にのみ算定され、町外の資産については対象外となり、納税者の間に不公平感があること
- ③ 居住用財産しか無く、かつ所得がない高齢者世帯などにとっては負担が大きいと
- ④ 資産を有することが担税力を有するとは言えなくなってきたこと

●今後の

国民健康保険税について

県から示される標準保険料

そのため、町では、県から示された標準保険料率を参考に、税率を変更していきます。（注2）国民健康保険事業費納付金とは：都道府県ごとに過去の保険給付費などの状況および30年

新しい連絡所長が 選ばれました

4月1日付けで次の地区の連絡所長が新しく
選任されました。任期は平成30年4月1日から
2年です。(敬称略)

石浜西 ^{やまだ たかし} 山田 隆(再任)

藤江 ^{たじま ゆみこ} 田島 由美子(再任)

●問い合わせ 協働推進課 内線295



再任

石浜西

山田 隆



森岡

水野

博隆



生路

杉浦

義治



緒川

久米

弘



再任

藤江

田島

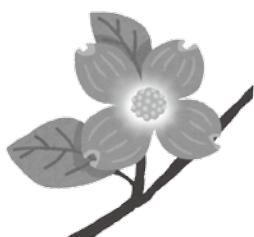
由美子



緒川新田

間瀬

宗則



石浜

成田

賢治

率は1年ごとに見直され、町の国民健康保険税率も2年ごとに見直します。現在の保険税率では県から示された納付金には足りず、税率を引き上げる必要があります。

しかし、急激に税率を引き上げることは避けなければならぬため、緩和策として段階的な税率の引き上げとします。平成36年度までは税

収だけでは足りない部分を不測の保険給付費の支払いに備えて担保していた繰越金と、国民健康保険税以外の収入である繰入金で賄います。そして、平成36年度からは納付金額の全額を受益者負担で賄う予定です。

町は、これまで以上に、特定健診や疾病の予防対策のための保健事業を充実させなが



ら、医療費の適正化に努めてまいります。国民健康保険制度および国民健康保険税について、ご理解とご協力をお願いします。

平成36年度までの国民健康保険税予定(イメージ図)

	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度
国民健康保険事業費納付金							
繰越金							
繰入金							
税収							
	税率改正	税率改正	税率改正	税率改正			

☎(83)9677

- 問い合わせ
- ・保険証、医療費について
- ・保険医療課 内線154
- ・保険税について
- ・税務課 内線119
- ・保健事業について
- ・保健センター